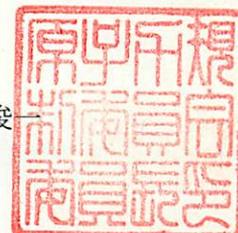


原規技発第 17041310 号
平成 29 年 4 月 13 日

行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊



平成 29 年 2 月 13 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称
別紙 1 の通り。

なお、残りの部分につきましては、平成 29 年 7 月 13 日までに開示決定等を行う予定です。

2. 不開示とした部分とその理由

上記 1. の行政文書中、一部に記載された、公務員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため不開示とした。

上記 1. の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、これを公にすることにより、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として 1 年以内）に行うこともできます。



行次文書示開書文文行

昭和二十一年四月五日



東京市役所庶務課長 同

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.(2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

- ①「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について(07解計受-0020)
- ②「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の実施について(07解計受-0010)(※1)
- ③「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析実施についての指示書(平成19・03・08原院第3号)に係る原子力安全・保安院からの提供データの受領について(07解計発-0026)
- ④「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の実施について(07解計受-0010)(※2)
- ⑤「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(08耐計受-0012)
- ⑥クロスチェック解析指示書に係る提供データの受領について(「耐震バックチェック中間報告に関する審査支援」に係るもんじゅデータ7月11日現在)(08耐計発-0011)
- ⑦クロスチェック解析指示書に係る提供データの受領について(「耐震バックチェック中間報告に関する審査支援」に係るもんじゅデータ5月30日現在)(08耐計発-0007)
- ⑧クロスチェック解析指示書に係る原子力安全・保安院からの提供データの返却について
- ⑨「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う泊発電所1号機、2号機及び3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の期間の延長について(09耐計受-0025)
- ⑩『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う泊発電所1号機、2号機及び3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析』についての指示書に係る経済産業省原子力安全・保安院からの提供データの受領について(09耐計発-0013)
- ⑪「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う泊発電所1号機、2号機及び3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(09耐計受-0014)
- ⑫「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析についての期間の延長について(09耐計受-0030)
- ⑬「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析についての期間の延長について(09耐計受-0027)
- ⑭「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析についての期間の延長について(09耐計受-0012)
- ⑮クロスチェック解析指示書に係る原子力安全・保安院からの提供データの返却に



ついて（10耐計発-0025）

- ⑯「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う女川発電所1号機、2号機及び3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析についての期間の延長について（10耐計受-0008）
- ⑰「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う女川原子力発電所1号機、2号機、3号機の耐震安全性に係るクロスチェック解析について（10耐計受-0002）

※1 監事印無しのもの

※2 監事印有りのもの

(別紙2)

1. 開示の実施の方法等について

* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書				
A4判文書				
閲覧 (①) <input type="text" value="98"/> 枚 (うち両面)	①閲覧	100枚までにつき100円	100 円	無料 円
<input type="text" value="2"/> 枚 (うちカラー)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,000 円	700 円
<input type="text" value="32"/> 枚	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	1,320 円	1,020 円
*複写 (②~⑥) 100 枚	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,100 円	800 円
(CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,120 円	820 円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おください。

2. 郵送料(見込額) (※該当する□にレ点に記載してあります。)

郵送する媒体	郵送方法		料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物	<input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	400円
CD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円